

有識者懇談会—監査役¹の実効性確保に関する実務的論点

一 総論

Q 1 監査役（＝非業務執行の会社役員）にはそもそもどういった役割が①制度的にあるいは②社会的に期待されているのか？

- (1) 企業不祥事（病理現象）の未然防止（注 そもそも「監査」で果たしうる防止機能とは何か？監査機能の充実でどこまで病理現象がなくなるか？）
- (2) 経営判断の原則のチェックを通じた、業績向上のための適正な経営判断手続のチェック？
- (3) 業務執行における利益相反事象に対する一定の執行権（代表者に対する訴訟提起権など）あるいは同意権
- (4) (2)を超えた効率性監査論？
- (5) 「会社利益の最大化」を超えた、一般株主・少数株主利益の一定の保護？

Q 2 今の監査役は1の役割を果たせていないところが多いのか？

Q 3 監査役が1の役割を果たせていないとしたらその原因は何か？

- ・ ①ヒトの問題、②システムの問題、③日本社会や企業文化の問題、④その他

二 業務執行現場から監査役に対する情報提供の状況

Q 4 取締役等の業務執行現場から、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実（357条1項）が監査役に報告されているのか？報告されていないとしたらそれはなぜか？

- (1) 損害を与える事実がそもそもあまりない？
- (2) 監査役に対して報告する incentive がない？（言っても言わなくても状況なり法的責任は変わらない？等）
- (3) 内部通報等の内部者・関係者からの情報伝達の宛先が監査役になっていない？²

Q 5 取締役（あるいは内部監査部門）は、監査役が行う業務財産調査権（381条2項）に対して、協力して情報を監査役に対して提供しているのか？協力していない事象があるとしたらその理由は何か？

- (1) 監査役に対して報告する incentive がない？
- (2) 過料（976条5号）などの公的制裁が怖くない？—そもそも公的制裁で解決出来る話なのか？

¹ 以下では上場会社（及び上場会社が属する企業集団）における監査役を念頭に置く。

² なお、監査人から監査役に対する報告が始まることで状況がある程度変わる可能性がある。

(3) 監査役が「調査ができなかった」等の行うべき監査報告を株主に対して行っていない?—この事項が制度設計が予定している本筋か(注 荏原の事象から参考となる点)—行うべき詳細な監査報告を行っていないとしたらそれはなぜか?

Q 6 取締役会は、監査役監査の実効性を確保する体制(施行規則 105 条 3 項)をきちんと整備しかつ運用しているのか?

- ・ 監査役が監査を行うことを補助するスタッフは十分に確保されているのか?
- ・ 内部監査部門等の内部統制部門は、監査役に対して情報を上げているのか?
- ・ 委員会設置会社における監査委員会と内部監査部門等の内部統制部門との関係と差異があるか(あるいは法的に差異があるべきなのか)?

三 監査役サイドの論点

Q 7 監査役は情報を収集しようとしているのか? マイナス情報を受け取らない方が現実には法的責任を問われにくいということを考えていることはないか?

- (1) 監査役会での議論状況はどうなっているか?
- (2) 取締役会での議論状況はどうなっているか?

Q 8 監査役に、業務執行者に対する人間関係から、アクションが採れていないと言うことはあるか? 「①社内監査役は(社外者ではなかなか把握が難しいかもしれない)情報を把握し、②社外監査役は(社内者だけではなかなか難しいかもしれない)トップに対してモノをいう or・アクションを採る」という構図は機能していないのか? 機能していないとしたらその理由は何か?

Q 9 監査役に何か専門性が欠けていてアクションが採れていないと言うことはあるか? 監査役が外部専門家(法律、会計など)等を雇ってその専門性を補うことは行わないのか? 行っていないとしたらその理由は何か?

- ・ 費用償還(388 条)を行う動機がない?—監査役はなぜ償還請求を行わないのか?

Q10 監査役会の議長について何か工夫すべき点はあるか?

四 その他

Q11 上記各 Q とそれに対する改善案の中で、Q 3 の策として真に実効的なものは何か?

Q12 株主に対する開示(会社法、上場規則等)において何か工夫すべき点があるか?

以 上